

食料・農業・農村政策審議会 企画部会について

基本計画の策定に向けた検討の視点 (国民一人一人の食料安全保障・持続可能な食料システム)

令和6年10月
農林水産省

目次

| | |
|-------------------------|-----------|
| 1. 食品アクセス | 2 |
| 2. 食品安全・消費者の信頼確保 | 6 |
| 3. 食品産業 | 9 |
| 4. 合理的な価格形成 | 16 |

1. 食品アクセス

(1) 食品アクセス

現状分析

- これまで、国として、食料の総量を確保すれば、消費者の購買力を背景とした食品流通の発達により、国内に広く食料を行き渡らせることが可能との考え方に立っていた。

(物理的アクセス)

- しかし、高齢化や単身世帯の増加、地元小売業の廃業、既存商店街の衰退等により、過疎地域のみならず都市部においても、高齢者等を中心に**食料品の購入や飲食に不便や苦勞を感じる方（いわゆる「買物困難者」）が増えてきている。**

(経済的アクセス)

- また、**低所得者層の割合が増加する中で、経済的理由により十分な食料を入手できず、健康的な食生活が実践できていない者の割合が増加している**と考えられる。

【食料品アクセス困難人口の動向（物理的アクセス関係）】

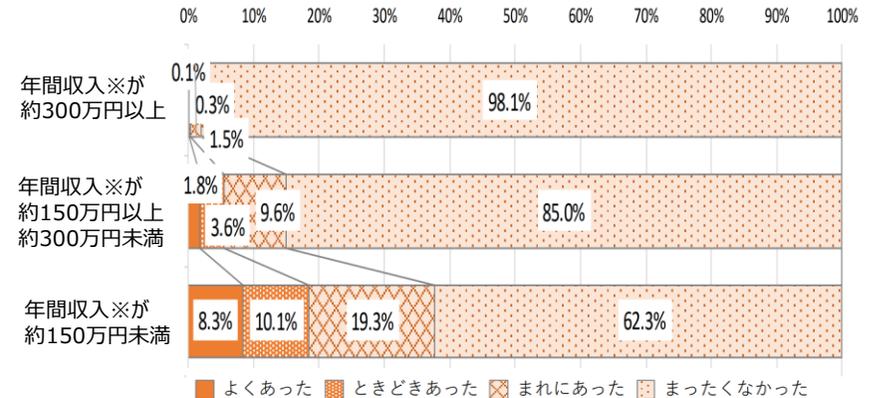
| | 2020年 | （参考） | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 2005年 | 2010年 | 2015年 |
| 全国計 | 9,043 | 6,788 | 7,332 | 8,246 |
| 三大都市圏 | 4,141 | 2,621 | 3,067 | 3,776 |
| 東京圏 | 2,037 | 1,244 | 1,548 | 1,982 |
| 名古屋圏 | 787 | 514 | 563 | 609 |
| 大阪圏 | 1,317 | 862 | 956 | 1,185 |
| 地方圏 | 4,902 | 4,168 | 4,265 | 4,470 |

※食料品アクセス困難人口とは、店舗まで直線距離で500m以上、かつ、65歳以上で自動車を利用できない人

出典：農林水産政策研究所の推計による

注：2020年と2015年以前はデータが異なるため連続しない。

【経済的な理由で家族が必要とする食料が買えなかった経験（収入水準別）】



※年間収入とは、世帯全員の年収を、家族の人数を踏まえて算出した年収（＝等価世帯収入）水準により分類。

出典：「令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書」（内閣府）を基に農林水産省が修正を加えたもの

(1) 食品アクセス

現状分析 (続き)

このような状況を打破すべく、地域や民間が主体となった食品アクセスの確保に向けた取組が行われている。

(物理的アクセス)

例えば、**移動販売や宅配の実施、ミニ店舗の開設**などラストワンマイル物流や、**買物支援バスの運行**など交通手段の確保の取組が堅調に推移しており、令和5年度「食品アクセス問題」に関する全国市町村アンケート調査（農林水産省）によると、**対策を必要とする市町村（971市町村）の89.9%**で、市町村又は民間事業者のいずれかによる対策が実施されている。

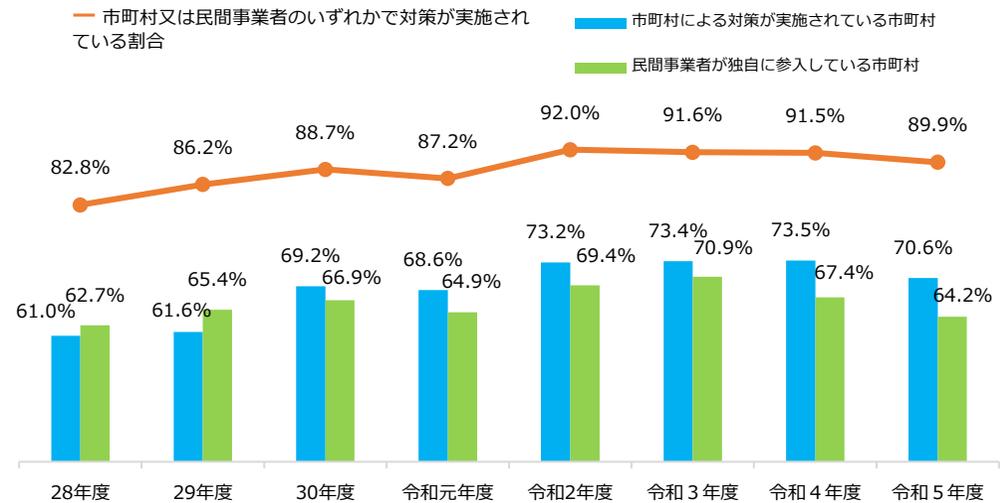
(経済的アクセス)

フードバンク、子ども食堂の数は年々増加し、令和元年度に120団体であった**フードバンクは、令和6年10月1日現在で278団体**（農林水産省HP）、令和元年度に3,718か所あった**子ども食堂は、令和5年度現在で9,132か所**（民間調べ）となっている。

また、食品を持続的に提供する企業等の拡大やフードドライブへの市民の協力促進のためのプラットフォームを**市町村やJA、社会福祉協議会、生活協同組合等が連携して構築する取組**や、企業から寄附食品を一括して受け取り、県内のフードバンクに**効率的に配布するための協議会を設立する取組**なども徐々に広がり始めている。

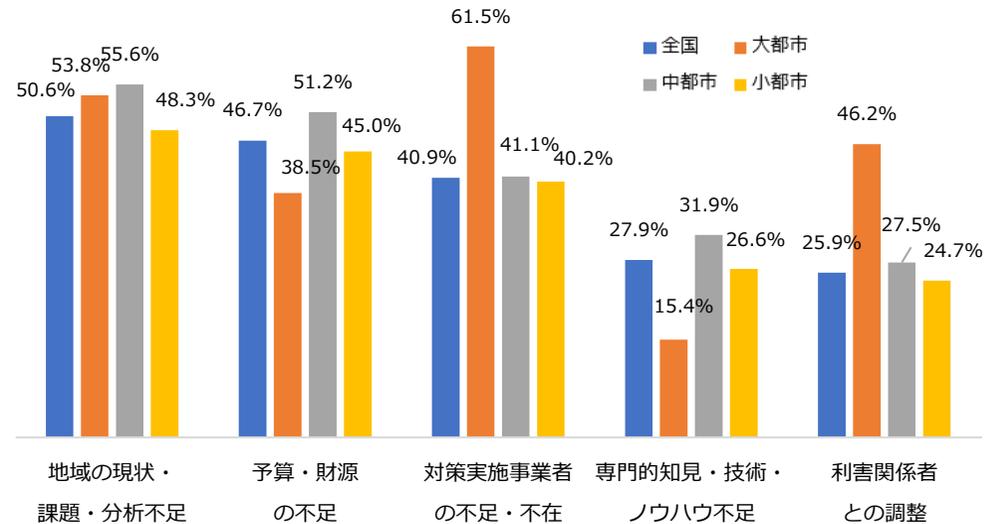
一方で、我が国の事業系食品ロス量は令和4年度に236万トンと推計される中で、令和5年度「日本における食品寄附に係る実態等についての調査業務報告書」（消費者庁）によると、令和4年度における**フードバンクの食品取扱量は、いまだ推計約1.3万トン**にとどまっている。

【市町村及び民間事業者による買物困難者対策の実施状況の推移】



出典：令和5年度「食品アクセス問題」に関する全国市町村アンケート調査（農林水産省）

【買物困難者対策を実施する上での課題】



出典：令和5年度「食品アクセス問題」に関する全国市町村アンケート調査（農林水産省）

(1) 食品アクセス

5年後（令和12年）のすう勢

- 日本の将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）によると、**65歳以上の単独世帯**は2020年の738万人から**2030年には887万人、2050年には1084万人へと増加**。今後一人暮らしの高齢者は更に増加する見込み。
- 世帯所得100万円以下のひとり親世帯は増加**。ひとり親世帯は、現在まで一貫して増加を続けており、2020年の503万世帯から**2031年には553万世帯へと増加**する見込み（国立社会保障・人口問題研究所）。
- このため、5年後においても、買物困難者、経済的に困窮している者は、大きく減少することはないことが推察される。

克服すべき課題

- 前述の状況に対応して、国民一人一人の食品へのアクセスを確保していくためには、食品事業者等から食料を必要とする者に提供する団体等までの**地域のフードチェーンを確保・強化する必要がある**。
- 一方で、食品アクセスの確保に関する状況や課題は、地域によって様々であるので、**各地域がそれぞれの課題に対応した形で取組を進める必要がある**が、地域の現状や課題に対する分析が十分されていない。

（物理的アクセス）

- 買物困難者対策を対象とした「食品アクセス問題に関する全国市町村アンケート調査」によると、地域の現状・課題・分析不足等により、**いまだ10%超の市町村で対策が講じられていないことに加え、対策が実施されている市町村においても、民間事業者の参入状況に限定すれば64.2%にとどまっている**。

（経済的アクセス）

- また、経済的困窮者に対する多様な食料の提供に向けては、食料の出し手・受け手相互に情報が不足していること等により、**フードチェーンが十分つながっていないこと、また、フードバンク等においても生鮮食品をはじめとした多様な食料を受け入れ、提供するための体制が十分ではないこと**などが課題となっている。

- なお、食品アクセスの確保は、地域における食品ロス削減、生活交通の整備、生活困窮者・子供の貧困支援といった様々な施策分野と密接に関連する施策であり、食品アクセスの確保を図っていくためには、そうした施策とも連携して取組を効率的かつ効果的に推進していくことも肝要となっている。

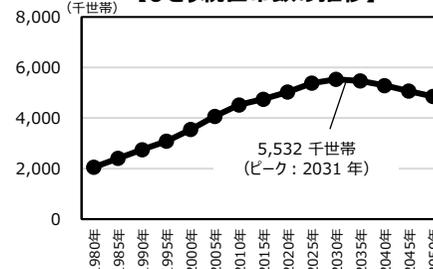
【世帯主65歳以上の世帯数】

（単位：1,000世帯）

| | 総数 | 単独 |
|-------|--------|--------|
| 2020年 | 20,973 | 7,378 |
| 2025年 | 21,786 | 8,155 |
| 2030年 | 22,396 | 8,870 |
| 2035年 | 23,057 | 9,604 |
| 2040年 | 24,117 | 10,413 |
| 2045年 | 24,312 | 10,751 |
| 2050年 | 24,041 | 10,839 |

出典：日本の将来推計人口
（国立社会保障・人口問題研究所）

【ひとり親世帯数の推移】



出典：日本の世帯数の将来推計（全国推計）
（国立社会保障・人口問題研究所）

検討の視点

- 食品アクセスの確保に関する取組が十分とはいえない地域を中心に、関係省庁が連携して対策を推進するため、食品アクセスの全国的な取組状況等を把握することが必要ではないか。
- 地域のフードチェーンの確保・強化に向けて、**市町村等を中心に、食品事業者、物流事業者、NPO等の関係者が連携して、地域の課題に応じた取組を進める体制づくりへの支援が必要ではないか。**

（物理的アクセス）

- 買物困難者に関する課題が明らかになった地域における具体的な対策としては、それぞれの課題に応じて民間事業者を含めた主体による**ラストワンマイル物流の確保等**の促進が必要ではないか。

（経済的アクセス）

- また、経済的困窮者に係るフードチェーンにおける提供食料の質・量の充実に向けては、食料の出し手と受け手のマッチングを促進するとともに、食品事業者による食料寄附の取組内容の見える化や、**フードバンク・子ども食堂等の食料受入・提供機能等の強化**など、食料の出し手と受け手双方の取組拡大を促進することが必要ではないか。

- 関係省庁の支援策を取りまとめた「食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ」や、食品ロス削減・食品寄附促進施策との一体的な推進に向けた「食の環（わ）プロジェクト」の下、農林水産省及び関係府省庁が一体となって取組を進めていくことが必要ではないか。

2. 食品安全・消費者の信頼確保

(2) 食品安全・消費者の信頼確保

現状分析

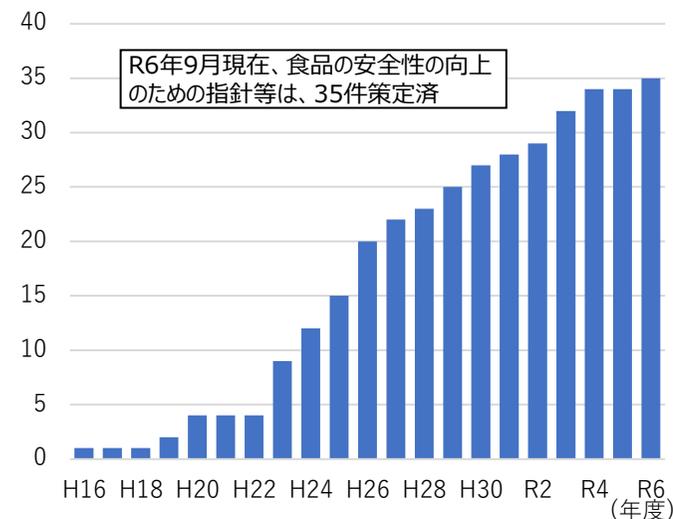
○ 食品安全に関するリスク管理措置

- ・ 食料の安定供給に際し、その安全性を確保することは、国の重要な責務の一つ。
- ・ このため、農林水産省をはじめ、関係府省庁が一体となって食品の安全性の維持・向上に取り組み、**科学に基づくリスク管理により健康被害の未然防止を図ることが重要**である。
- ・ 国産の農畜水産物・食品を汚染するおそれのある**危害要因**については、科学的知見に基づき、汚染を防止・低減するために**必要な対策等を示した指針等**（以下「指針等」という。）を策定し、生産者や食品関連事業者等における**安全性向上のための取組の展開**を図っている。また、必要に応じて食品の規格基準の設定などの措置を講じている。
- ・ **有害化学物質**については、適切にリスク管理を実施し、安全性を確保しているが、国際的な動向や気候変動による影響等により、海産毒やかび毒、PFASのような**新興の危害要因**についても**適切に対応**することが必要。
- ・ **有害微生物**については、食中毒発生の未然防止・低減のため、生産から消費までの適切な段階で安全性の維持・向上を図っている。
- ・ **生産資材**については、登録等の制度により、科学的知見に基づき安全性を確保するとともに、生産現場での適正使用を推進している。
- ・ **国民への食品安全に係る知識の普及**については、継続的に取り組んでいるものの、若い世代で食品安全に対する意識が低い状況。

○ 食品表示の適正化等

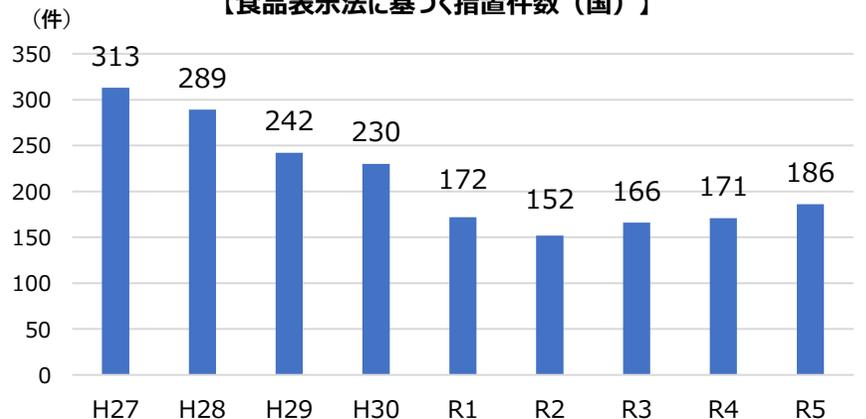
- ・ 食に対する消費者の信頼を確保するためには、食品表示の適正化を講ずることが必要。
- ・ 農林水産省は、**食品表示法などに基づき**、食品に適正な表示がなされて販売されるよう関係府省庁と連携し、**監視業務を実施**。不適正表示が認められた場合には、食品表示法に基づき、事業者に対し、表示の是正や再発防止策の実施等の指示などを実施している（過去の措置実績は右図）。
- ・ **食品表示法に基づく指示・指導**の件数は**長期的には漸減傾向**にあるが、**近年では増加傾向**。あさりやふるさと納税返礼品の産地偽装のほか、加工食品の原材料・原料原産地の不適正表示事案が一定程度発生している。
- ・ 不適正表示の類型としては、不当利得を得ることを目的としたもの、原料供給の不安定さや現場の人手不足等を理由に表示確認がなおざりにされていたもの、表示ルールについて不知であったものに大別される。

【食品の安全性の向上のための指針等※の策定件数（累積）】



※ 生産者や食品関連事業者等向けに、生産・製造等の食品供給工程の適切な段階で汚染を防止・低減するために必要な対策等を示した指針、ガイドライン、手引き等
（農林水産省にて集計） ※R6.9.20現在

【食品表示法に基づく措置件数（国）】



資料：農林水産省「食品表示法の食品表示基準に係る指示及び命令件数」「食品表示法の食品表示基準に係る指導の件数等」を基に作成

(2) 食品安全・消費者の信頼確保

5年後（令和12年）のすう勢

○ 食品安全に関するリスク管理措置

- ・ 気候変動により、重金属やかび毒、病原微生物などによる**汚染状況に影響**が及ぼされる見込み。こうした影響予測やその他、国際的な動向等により、**新興の危害要因への対応**が必要となると考えられる。これに対して、我が国はリスクアナリシスの枠組みに沿った未然防止の対応を着実に実施することにより、国民の危害要因へのばく露を一定以下に抑え、健康リスクは低く維持される見込み。

○ 食品表示の適正化等

- ・ **食品表示法に基づく指示・指導の件数は長期的には漸減傾向**にあるが、**近年では増加傾向**。
(ただし、不適正表示は、社会経済情勢等の影響を受けること、過失による一時的な違反が生じうる。)

克服すべき課題

○ 食品安全に関するリスク管理措置

- ・ 気候変動により、有害化学物質や微生物といった危害要因の濃度分布や発生実態が変動する可能性がある。また、科学的知見の蓄積により、**新たな危害要因への対応も必要**となっている。
- ・ 生産資材について、その安全性をより一層向上させるため、**最新の科学的知見に基づき安全性を確保していく必要がある**。
- ・ 食品安全に係る理解不足によって消費者の健康リスクが高まらないよう、消費者に向けた食品の安全性に関する知識の普及が必要である。

○ 食品表示の適正化等

- ・ 不当利得を目的とするような不適正表示は、食品に対する消費者の信頼を大きく損なうだけでなく、食品の適正かつ円滑な取引にも支障をきたす懸念がある。このような**不適正表示の蓋然性が高い品目や事業者の傾向を効率的に把握**する手法が必要である。
- ・ 原料供給の不安定さによる原材料の産地変更や人手不足による表示の確認不足が不適正表示の発生を後押ししている現状において、食品製造・流通・販売業者が的確に表示することを可能にし、表示違反を未然に防止することが必要である。
- ・ 現場においてラベル貼りをする従業員にも表示ルールを分かりやすく伝達して、表示ミスを防止し表示違反を未然に防止することが必要である。

検討の視点

○ 食品安全に関するリスク管理措置

- ・ 「後始末より未然防止」の考え方を基本に、科学的知見によるリスク評価に基づき、**リスク管理を引き続き着実に推進**すべきではないか。
- ・ 新興の危害要因に関しては、実態調査を進めるとともに、必要に応じて**指針等の策定**を含めた、リスクを低減する取組の実施が必要ではないか。また、将来の予測も含めて適切なリスク管理のための技術開発を推進すべきではないか。
- ・ 農薬、動物用医薬品、飼料等生産資材のリスク管理・規制について、最新の科学的知見に基づき再評価等を適切に進めていくべきではないか。
- ・ 食品安全に係る消費者のリテラシー向上のため、SNSなどを活用した情報発信及びリスクコミュニケーションの更なる推進が必要ではないか。

○ 食品表示の適正化等

- ・ 市場流通する輸入品の数量や品目ごとの需給状況等を踏まえ、表示違反の蓋然性が高い品目や事業者の傾向を把握すること等を通じ、**当該品目・事業者への監視を集中的に行う**ことが必要ではないか。
- ・ 食品関連事業者の適正な食品表示に資する表示確認方法の事例の横展開や現場の従業員の意識を高める取組を推進することにより表示違反を未然に防止することが必要ではないか。

3. 食品産業

(3) 食品産業

現状分析

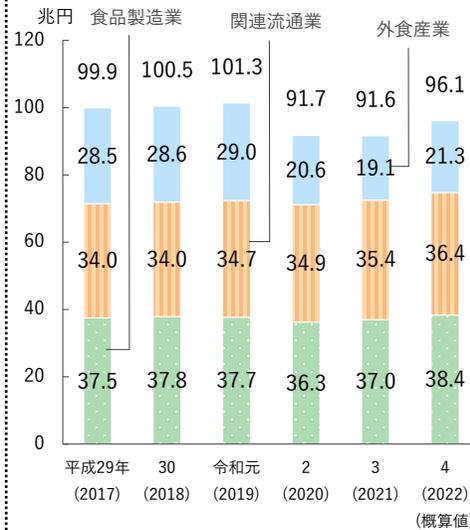
○ 食品産業の概況

- 食品産業は、国産農林水産物の**主要な仕向け先**として農林漁業と消費者の間に位置し、国民への食料の安定供給はもとより、**地域経済・社会の維持・発展、雇用創出**などの面でも重要な役割を担っている。
特に、日本の食品産業は、**品質の高い製品**を種類豊富に提供しており、日本の**食生活の豊かさ**を支えている。
- 2022年の**食品産業の国内生産額は96.1兆円**（全経済活動の国内生産額の**8.6%**）であり、我が国の経済活動においても重要な位置を占める。
- 近年、**食品製造業、関連流通業**の国内生産額は**増加**している一方、**外食産業**では、新型コロナウイルス感染症の影響による落ち込みからの**回復途上**にある。

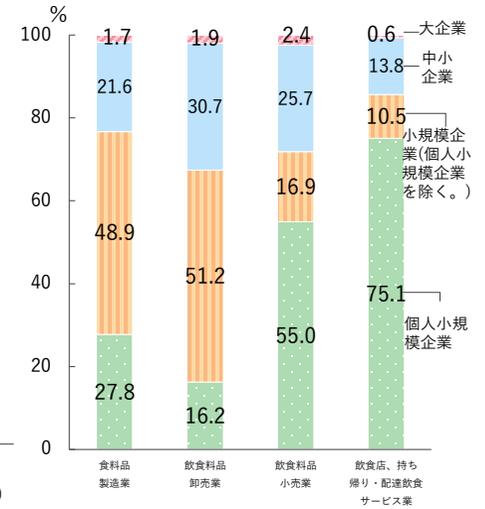
○ 国内状況

- 食品産業は、製造業、卸売業、小売業、外食産業のいずれも、**大半が中小零細企業**となっており、**機械化・自動化の遅れ**等により、**労働生産性は低い状況**にある。
- 長引くデフレ経済下で、**低価格のものが消費者に受け入れられやすくなり**、価格の安さによって競争する食品販売が**普遍化**している。
- 農林水産物・食品の流通は、その**9割以上をトラック輸送に依存**しており、トラックドライバーの減少や時間外労働の**上限規制**による輸送力不足が懸念される。

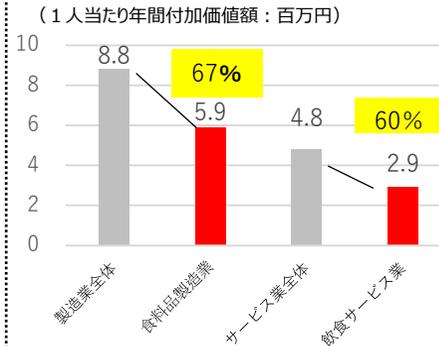
【食品産業の国内生産額】



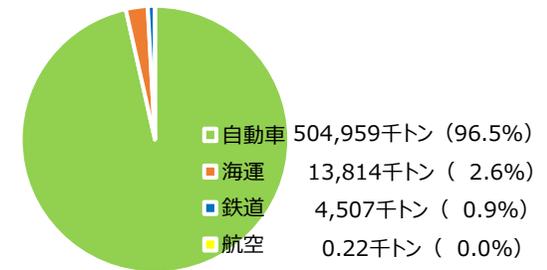
【食品産業の企業規模別構成】



【食品産業の労働生産性】



【食品流通のモード別輸送形態】



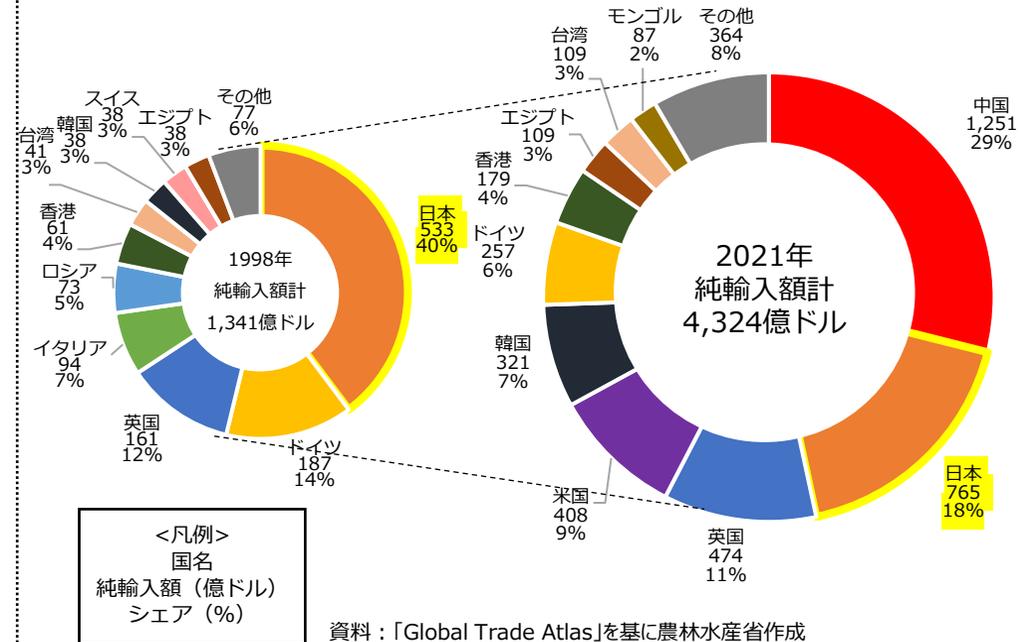
(3) 食品産業

現状分析 (続き)

○ 海外状況

- ・ 人口減少による**国内市場の縮小**は避けられない一方、**海外市場は拡大の傾向**。
- ・ 世界的な食料需要の増加や気候変動等に起因する国内外の農産物生産の不安定化等により、国際的な原料調達競争が激化し、**輸入原材料の調達リスクが増大**している。
- ・ 近年、欧米を中心に**環境負荷低減、人権・栄養への配慮**等に関する国際的なルール形成が進んでおり、企業評価やESG投資等の重要な判断基準となりつつある。

【農林水産物純輸入額の国別割合】



資料：「Global Trade Atlas」を基に農林水産省作成
 注：経済規模とデータ制約を考慮して対象とした41か国のうち、純輸入額（輸入額-輸出額）がプラスとなった国の純輸入額から作成。

(3) 食品産業

5年後（令和12年）のすう勢

○ 食料支出

- ・ 少子高齢化の進展による単身世帯の増加や、ライフスタイルの変化による共働き世帯の増加等により、**食の外部化・簡便化**が進むことが予想されている。一人当たり食料支出額は、2015年から2030年にかけて、**生鮮食品は7%減、加工食品は17%増、外食は8%増**の見込みである。
- ・ 食料支出総額は、人口減少等により、加工食品は7%増、生鮮食品は15%減、外食は1%減の見込みである。
- ・ **訪日外国人訪問者の飲食消費額**は、2015年の0.6兆円程度から、2023年の1.2兆円にまで**増加傾向**にあり、国際観光の振興に向けて訪日外国人旅行者の増加が図られることを踏まえれば、消費額は**今後も増加**することが見込まれる。

【生鮮食品、加工食品、外食別の食料支出額の見通し】

(2015年を100とする指数)

1人当たり食料支出（総世帯）（単位：%）

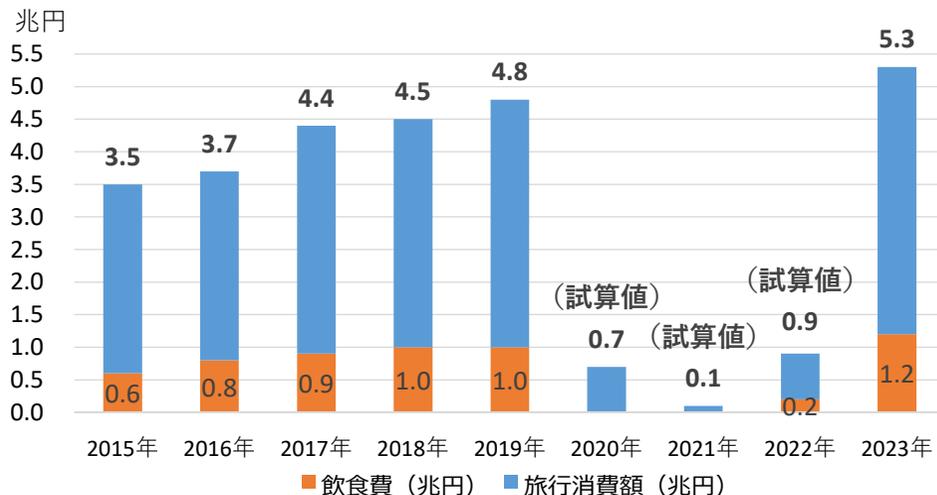
| | 2015年 | 2020年 | 2025年 | 2030年 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 生鮮食品 | 100 | 99 | 95 | 93 |
| 加工食品 | 100 | 105 | 110 | 117 |
| 外食 | 100 | 104 | 106 | 108 |

食料支出総額（総世帯）（単位：%）

| | 2015年 | 2020年 | 2025年 | 2030年 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 生鮮食品 | 100 | 97 | 91 | 85 |
| 加工食品 | 100 | 103 | 105 | 107 |
| 外食 | 100 | 102 | 100 | 99 |

出典：農林水産政策研究所「我が国の食料消費の将来推計」（2019年版）より抜粋

【訪日外国人旅行消費額の推移】



出典：「訪日外国人消費動向調査」および「インバウンド消費動向調査」より算出

(3) 食品産業

5年後（令和12年）のすう勢（続き）

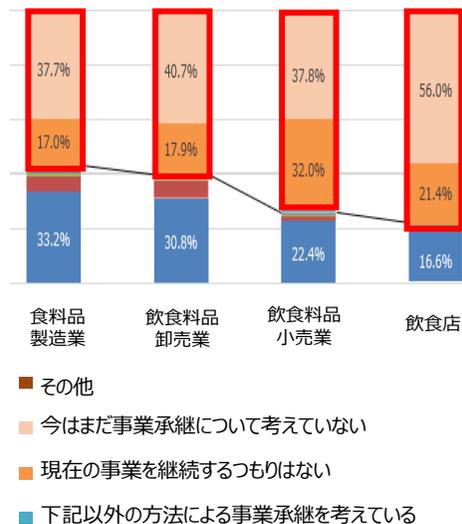
○ 業界構造

- 食品産業の事業主の3～5割が70歳以上となっている中で、その5割以上が事業承継の意向を示しておらず、事業者数の減少が見込まれる。
- 2030年には2019年比で輸送能力が34.1%不足すると予想されている。

○ 海外動向

- 世界人口の増加により、国際的な食市場は拡大傾向にあり、主要国の飲食料マーケットは、2015年の890兆円程度から2030年の1,360兆円まで成長すると見込まれており、我が国の農林水産物・食品の輸出額も拡大の余地がある。

【事業承継の意向】



資料：中小企業庁「中小企業実態基本調査」

【「物流の2024年問題」の影響により不足する輸送能力試算】

| 不足する輸送能力の割合 (不足する営業用トラックの輸送トン数) | |
|------------------------------------|----------------|
| 2024年 | 14.2% (4.0億トン) |
| 2030年 | 34.1% (9.4億トン) |

出典：NX総合研究所調べ

【主要国の飲食料マーケット規模（単位：兆円）】

| | 2015年 | 2030年 |
|----------|-------|-------|
| アジア | 420 | 800 |
| 北米 | 220 | 280 |
| ヨーロッパ | 210 | 240 |
| 南米・オセアニア | 30 | 40 |
| 34か国・地域計 | 890 | 1,360 |

出典：農林水産政策研究所
「世界の飲食料市場規模の推計」（平成31年）より作成

(3) 食品産業

克服すべき課題

- ・ **食料を生産・加工し、消費者まで送り届ける**ためには、**持続可能な食料システムを構築**する必要があり、その中で重要な役割を担う**食品産業の持続的な発展**を図ることが求められる。それに当たっては、以下の課題に取り組む必要がある。
- **食料の輸入リスクの顕在化**
 - ・ **輸入原材料の調達リスクの増大**を踏まえ、食品産業における国産原材料の利用促進や安定調達に向けた農林漁業との連携を促進する必要がある。また、食料システムに関わる地域の関係者の連携を促進する必要がある。
- **物流問題への対応**
 - ・ 農林水産物・食品の物流は、**荷待ち時間の長さ、手荷役作業の多さ**などの課題を抱えており、効率化に向けた取組が必要である。
 - ・ 特に長距離トラックに大きく依存している遠隔産地から大消費地への**幹線物流の確保**が困難になるおそれがある。
- **環境問題等への関心の高まり**
 - ・ **環境負荷低減、人権への配慮**等に対する意識が国際的に高まる中、こうした配慮に欠ける事業活動には、取引先からの**取引停止**や**資金調達への支障**を生じるおそれがある。

検討の視点

- **農林漁業者等との安定的な取引関係の確立**
 - ・ **食品事業者と農林漁業者が連携**し、原材料の安定調達やこれを契機とした新しいビジネスの展開を促進していくことが必要ではないか。
 - ・ 地域の農林漁業者、食品事業者等の関係者が幅広く連携・協調するための場の構築を推進することが必要ではないか。
- **流通の合理化**
 - ・ 国土交通省等の関係省庁や自治体等とも連携し、標準パレット等の導入や、農産品等の流通網の強化に必要な**中継共同物流拠点等の整備**を進めることが必要ではないか。
 - ・ **鉄道・船舶輸送をはじめ、多様な輸送モードを活用したモーダルシフト**等の推進が必要ではないか。
- **環境負荷低減等の促進**
 - ・ 製造工程における**脱炭素化**や環境負荷低減等に資する**技術の導入**等を行う取組を促進することが必要ではないか。
 - ・ **環境、人権、栄養への配慮**といった課題について、国際的な**ルール形成に積極的に参画**するとともに、**官民が連携**して取組の拡大を図っていくことが必要ではないか。

(3) 食品産業

克服すべき課題（続き）

- **消費行動への情報提供の必要性**
 - ・ CO₂削減等の環境配慮の取組など、製品の背景事情が消費者に十分に伝わっておらず、**消費者の製品選択・行動変容**が進んでいない。
- **世界的な技術革新の進展**
 - ・ 食品産業全体で、**労働力不足**に対応した**生産性向上**への対応が急務となっている。
 - ・ フードテック等の**先端技術**に対する世界的な投資の増加に比べ、**国内での投資が伸びず**、新たなビジネスが生まれにくい状況にある。
- **脆弱な業界構造の改善等**
 - ・ **中小零細企業が**大宗を占める業界構造にある中で、事業主の高齢化も加わり、**事業の継続に支障**が生じるおそれがある。
 - ・ 国内の人口減少に伴う食料需要の減少が見込まれる中、拡大する**海外市場を視野**に入れた食品産業へ転換する必要がある。



検討の視点（続き）

- **消費者の選択への寄与**
 - ・ 消費者が、有機栽培、環境配慮等の情報を踏まえて農産物・食品を選択する行動変容を促すため、環境負荷低減の取組をラベル表示する「見える化」の取組を進めるとともに、更なる仕組みの検討が必要ではないか。
- **技術の開発・利用の推進**
 - ・ 食品産業の現場において、AI、ロボット等を活用した自動化技術の活用等を促進し、生産性向上を図ることが必要ではないか。
 - ・ **フードテックに関わる企業の増加等フードテック市場の拡大**に向けて、日本発の**フードテックビジネスの創出**の戦略策定や、消費者理解の醸成のための情報発信を強化することが必要ではないか。
 - ・ 食品産業分野における技術の利用拡大に向けて、JAS等の規格の活用と国際標準化をより戦略的に推進することが必要ではないか。
- **事業基盤の充実等**
 - ・ **事業承継等による事業基盤の充実**を促進し、**地域の食品産業の中堅企業化**を図ることが必要ではないか。
 - ・ 各国の規制や消費者ニーズへの対応等により、海外展開の促進が必要ではないか。
- ・ 以上の取組により、**食品産業の国内生産額の増加等**を通じて、食品産業の持続的な発展を図ることが必要ではないか。

4. 合理的な価格形成

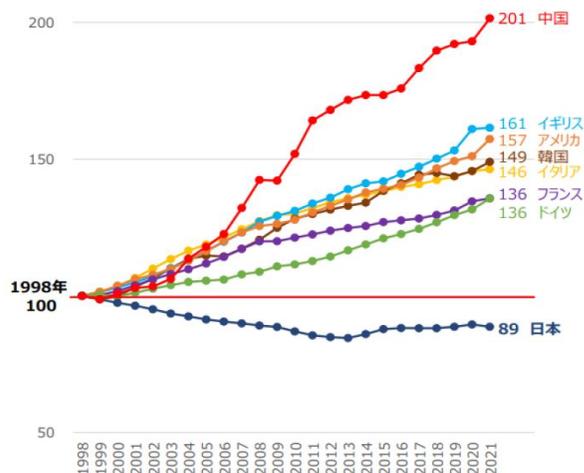
(4) 合理的な価格形成

現状分析

- 2021年以降、**肥料や飼料**などの生産資材の価格が上昇した後、**高い水準が継続**している。また、**人件費、エネルギー費、物流費**等のコストも**上昇**し、生産から消費に至る**食料システム全体に幅広く影響**が及んでいる。
- 他方、国内の**農産物価格**は、鶏卵が高病原性鳥インフルエンザの影響により一時高騰したものの、多くの品目で**わずかな価格上昇**に留まっている。
- 長期的にも、長引くデフレ経済下で、**安売り競争が常態化**し、サプライチェーン全体で食料品の値上げを敬遠する意識が定着してきた。

【各国におけるGDPデフレータの推移】

(1998年 = 100)

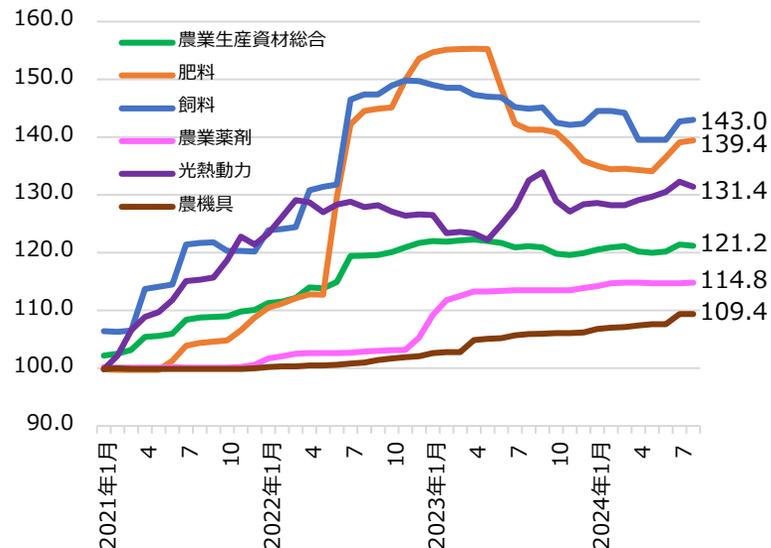


資料：THE WORLD BANK

注1：GDPデフレータは、(名目GDP) / (実質GDP) × 100で計算される。消費だけでなく、設備投資や公共投資なども含めた国内経済全体の物価動向を表す包括的な指標。
注2：資料では2015年=100とされているものを、1998年=100と改定して計算。

【農業生産資材価格指数の推移】

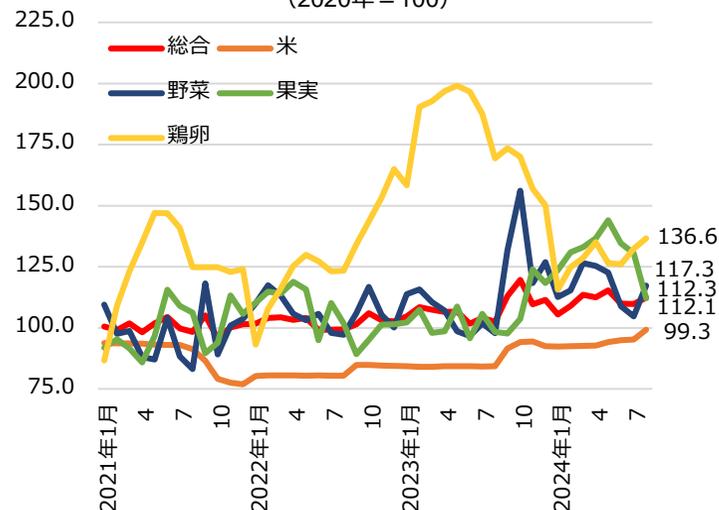
(2020年 = 100)



資料：農林水産省「農産物価統計（令和2年基準）」を基に作成

【農産物価格指数の推移】

(2020年 = 100)



資料：農林水産省「農産物価統計（令和2年基準）」を基に作成

(4) 合理的な価格形成

5年後（令和12年）のすう勢

- ・ 賃上げや物価上昇を伴う経済への再帰を目指す中で、食料の価格についても、**コスト上昇に見合った価格改定**が行われる環境の整備により、**中長期的に持続的な供給**が確保されることが求められる。

克服すべき課題

- **品目別のコストの明確化（見える化）**
 - ・ コストに対する**理解醸成**を進めるためにも、コストの見える化が必要であるが、品目ごとのコストが**十分把握できていない**。
- **消費者を始めとする関係者の理解醸成**
 - ・ 長期にわたるデフレ傾向の中で、食料＝低価格との**意識が固定化**しており、**必要なコストの転嫁**について一層の**情報発信**が必要である。
- **合理的な費用が考慮される仕組みの構築**
 - ・ 費用が上昇しても**機動的に価格交渉・改定**をできず、持続的な供給に課題を抱える品目が出てきている。

検討の視点

- **品目別のコストの明確化（見える化）**
 - ・ 幅広い品目を対象に**コスト構造の実態調査**を行うことが必要ではないか。
 - ・ 価格交渉において考慮されるべき合理的な費用の指標となる**コスト指標の作成・活用**に向けた課題の検討等を進める必要があるのではないか。
- **消費者を始めとする関係者の理解醸成**
 - ・ 小売店舗等の消費者が農産物・食品を購入する場において、生産等の現場の実情やコスト高騰の背景等をわかりやすく伝えるための**情報発信**を行うことが必要ではないか。
- **合理的な費用が考慮される仕組みの構築**
 - ・ **コストを明確化し、速やかに交渉**を開始することを通じて、**当事者間で合意の下に価格決定**する仕組みを構築することが必要ではないか。

【合理的な費用が考慮される仕組み（イメージ）】

